［削る］
［削る］

11　10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の５第１項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注10に準じて記載すること。
12　11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。
13　12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
14　13の欄は、次によること。
⑴　「何所属何固定局」、「免許人所属何固定局」のように記載すること。
⑵　個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。
［⑶　略］
⑷　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。
15　14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
［⑴・⑵　略］
16　15の欄は、次によること。
［⑴～⑶　略］
17　16及び18の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
18　17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
⑴　移動しない無線局の場合（ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。）
［ア　略］
イ　送信所、受信所、通信所等無線設備の無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
［ウ　略］

13　11の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。
14　12の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
15　14の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の４第１項及び第15条の５第１項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注11に準じて記載すること。
16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
17　16の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
18　17の欄の記載は、次によること。
⑴　「何（又は免許人）所属何固定局」等のように記載すること。
⑵　個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。
［⑶　同左］
⑷　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何) 系衛星」のように記載することができる。
19　18の欄は、次の区分に従い、記載すること。
［⑴・⑵　同左］
20　19の欄の記載は、次によること。
［⑴～⑶　同左］
21　20及び25の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
22　21の欄の記載は、次によること。

⑴　［同左］

［ア　同左］
イ　送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町○―○―○何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
［ウ　同左］